

要支援・要介護認定を受けている皆さんへ

8月から介護保険の費用負担が変わります

●問合せ先 介護保険課介護保険係 ☎72-2111内線452・453

介護保険のサービスを利用するためには、市への介護認定申請が必要です。認定審査の後、状態に応じた認定度合が決定され、それに応じて居宅や施設サービスなどを利用できます。

介護保険制度の改正により、8月から自己負担の割合や負担軽減制度が一部変わります。

一定以上の所得がある人の 自己負担割合が変わります

8月から、65歳以上で一定以上の所得がある人は、介護保険サービスを利用するときの自己負担が1割から2割になります。これに伴い、要介護認定を受けた人に「介護保険負担割合証」を交付します。

介護保険負担割合証は、介護保険サービスを受けるときの自己負担割合を示す証明書になるので、介護保険の保険証と一緒に必ず提示してください。

負担割合について

利用者負担の割合は、介護保険負担割合証に記載されています。負担割合は、個人の所得で決まるので、同じ世帯でも負担割合が異なることがあります。

負担割合証の有効期間

8月1日～翌年の7月31日

※毎年更新され、前年の所得によって負担割合が決定します

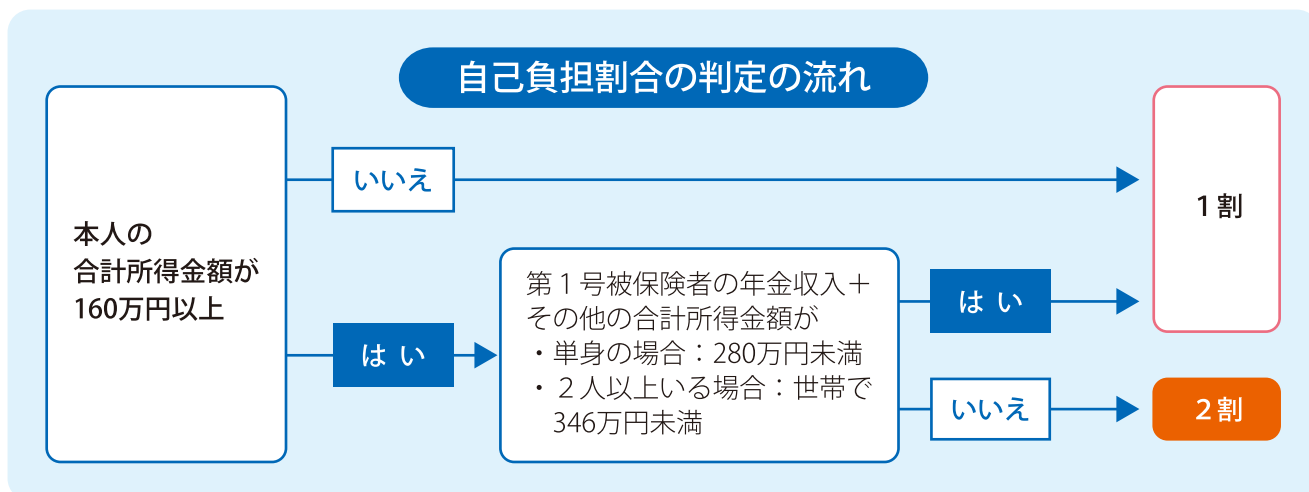
介護保険負担割合証	
交付年月日 年 月 日	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 性別 男・女
利用者負担の割合	適用期間
割	開始年月日 平成 年 月 日
	終了年月日 平成 年 月 日
割	開始年月日 平成 年 月 日
	終了年月日 平成 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

▲介護保険負担割合証イメージ

負担割合区分

対 象	区 分	負担割合
要支援・要介護認定を受けている 第1号被保険者 (65歳以上の人)	本人の合計所得*金額が160万円未満の人	1 割
	本人の合計所得金額が160万円以上で 同一世帯の第1号被保険者(本人含む)の 年金収入+その他の合計所得金額が [単身の場合] 280万円未満の人 [2人以上の場合] 346万円未満の人	
	上記以外の人	2 割

※「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です



介護保険負担限度額認定対象者が一部変わります

施設入所または短期入所したときは、介護サービス費用とは別に、居住費（滞在費）と食費が自己負担となりますが、所得が低い人（住民税非課税世帯の人）は、申請により負担額が軽減されます。

8月から、住民税非課税世帯の人でも、次の①または②に該当する人は負担軽減の対象外となります。

①住民票上世帯が異なる（世帯分離をしている）配偶者が住民税課税の場合

②預貯金などが、単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える場合

居住費・食費の自己負担限度額（一日あたり）

区 分		居住費（滞在費）				食 費
		ユニット 型個室	ユニット 型準個室	従来型 個室	多床室	
第1 段階	生活保護受給者 世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2 段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額 と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
第3 段階	世帯全員が住民税非課税で、上記の区分以外の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

※（ ）内の金額は、特別養護老人ホームまたは短期入所生活介護（ショートステイ）を利用した場合の額です

軽減を受けるためには

①「介護保険負担限度額認定申請書」を記入し、介護保険課（市北1階）へ申請

②市から送付される「介護保険負担限度額認定証」を施設へ提示

※負担限度額の認定期間は、申請のあった月の初日から

翌年（1月以降の申請は同年）7月31日までです

※毎年更新申請が必要です

【対象の施設】

- 介護老人福祉施設
（特別養護老人ホーム）
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設
- 短期入所生活介護・
短期入所療養介護
（ショートステイ）

高額介護サービス費の限度額の一部が変わります

1か月に支払った介護サービスの利用者負担額（1割または2割分）の合計が、下表の限度額を超えた場合、超えた分を「高額介護サービス費」として支給しています。

8月から、医療保険制度における「現役並み所得者に相当する人」がいる世帯（同一世帯内に65歳以上で課税所得145万円以上の人がある世帯）は、限度額が37,200円（月額）から44,400円（月額）に引き上げられます。対象者には、市から申請書を送付しますので、窓口で手続きを行ってください。次回以降は、登録された口座に自動的に振り込まれます。（すでに支給を受けている人は申請の必要はありません）

介護サービスの利用者負担限度額（月額）	
区 分	限度額
生活保護受給者	15,000円（個人）
世帯全員が住民税非課税で	
・老齢福祉年金受給者	15,000円（個人）
・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円以下の人	24,600円（世帯）
世帯全員が住民税非課税で上記の区分以外の人	24,600円（世帯）
住民税課税世帯の人	37,200円（世帯）
現役並み所得者相当の人がいる世帯（新設）	44,400円（世帯）

以下のいずれかに該当する場合は、市にあらかじめ申請することで「住民税課税世帯の人」と同様の限度額となります

- ①単身世帯で収入が383万円未満
- ②65歳以上の方が2人以上いる世帯で収入の合計が520万円未満

※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した人全員の負担合計の限度額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用した本人の負担の限度額を指します